



～必要な人が成年後見制度の利用に結びつくように～

おやま権利擁護通信

小山町社協

検索

第12号(2023年2月1日発行)

発行: 小山町権利擁護支援センター
(小山町社会福祉協議会内)

ホームページ

小山町小山 75-7

小山町健康福祉会館2階

TEL: 0550-76-9906



令和4年度市民後見人養成講座を開催しました。

令和4年12月22日(木)に市民後見人養成講座修了式が行われました。小山町から参加した3名の受講生全員が、3か月間50時間の全課程を修了されました。

市民後見人養成講座では、成年後見制度や関係制度・法律についての講義と体験実習(本会の利用者宅を職員と一緒に訪問)で実際の支援の場を経験されました。

市民後見人としての基本的な知識を身に付けられた修了生の方々には、市民後見人候補者としての名簿登録、地域住民に対して成年後見制度の普及・啓発活動等、様々な期待が寄せられています。



事務局から

～『おやま権利擁護通信』の発行を終了します。～

令和2年9月から発行してまいりました『おやま権利擁護通信』ですが、本号をもって終了します。町民の皆様は成年後見制度を知っていただき、制度が必要な時にスムーズな利用に繋がるよう、様々な情報発信を行ってきました。お陰様で成年後見制度の認知度も少しずつ高まり、相談も増えています。今後は、本会の地域活動情報誌『つながり』の紙面で情報発信を行っていきます。今まで、『おやま権利擁護通信』をお読みいただきありがとうございました。

権利擁護支援センターのこれまでのあゆみ(令和元年～令和4年)

- 令和元年 10月 第1回市民後見人養成講座開催(修了生 13人)
- 令和2年 2月 法人後見の受任
- 4月 権利擁護支援センター事業を小山町から受託
- 9月 おやま権利擁護通信第1号発行
- 10月 第2回市民後見人養成講座開催(修了生 6人)
- 令和4年 4月 中核機関を小山町から受託
- 市民後見人候補者名簿2名登録
- 市民後見人第1号誕生・後見監督の受任
- 10月 第3回市民後見人養成講座開催(修了生 3人)



～どんな小さな困りごとでも、まずはご相談ください!～

権利擁護支援センターの主な事業

- 成年後見制度に関する相談
- 成年後見制度の普及・啓発(講演会や研修会の開催)
- 市民後見人の養成・活動支援
- 成年後見制度の利用促進(申立の支援)
- 法人後見事業・日常生活自立支援事業

物語で学ぶ「権利擁護」連載第3回



～前回までのあらすじ～（場面1～5）

山子さんは認知症のため、判断能力が低下しており、生活のさまざまな場面で困りごと（金銭管理、消費者被害、自宅の所有等）が生じていた。そこで相談の結果、成年後見制度の利用に向けて準備することとなった。主治医に診断書の作成、法律専門職に申立書の作成を依頼し、法律専門職を候補者として成年後見制度申立てを行った。

場面6

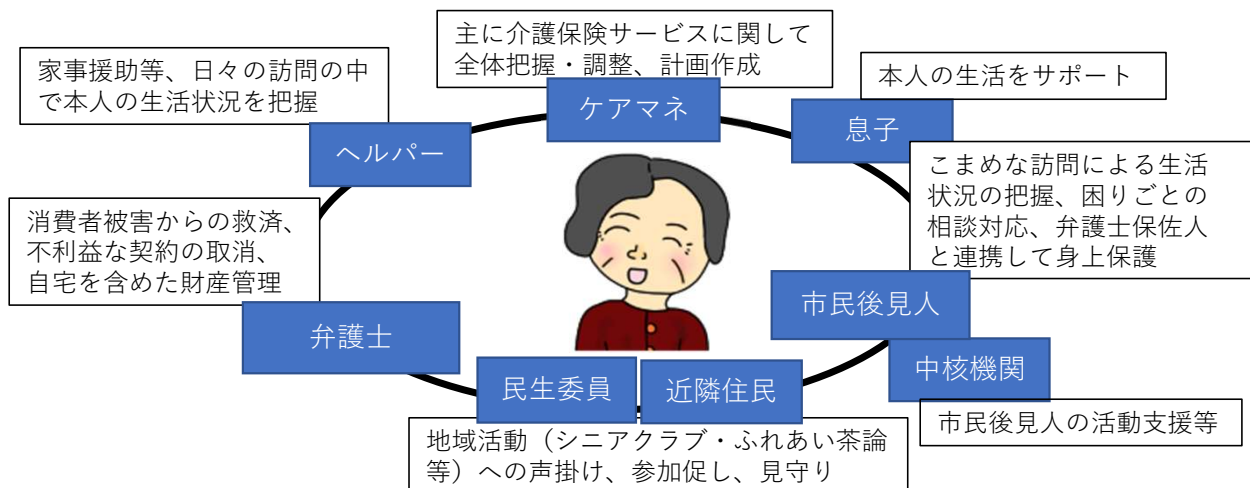
後見人等選任～弁護士と市民後見人の複数後見（※1）～

※1 複数後見人とは・・・

「後見人等は1人」と決まっているのではなく、専門職と親族や、専門職と市民後見人等複数選任される場合があります。この場合、財産管理（金銭管理等）と身上保護（ヘルパーや施設入所の契約等）を分担して行う場合や、常にお互いに相談して後見業務を行う場合があります。

場面7

後見人等を含む本人支援チームの形成～支援チームがパワーアップ～



場面8

本人が望む生活を継続～困ったときはチームに相談、解決方法を検討～

山子さんの希望①「生活に必要な支払いがひとりではできないので手伝ってほしい」

対応方法→こまめな見守りと金銭管理

ヘルパーや市民後見人が近隣住民や民生委員の協力のもと、こまめに訪問して生活状況や健康状態を把握し、生活に必要な支払い等に対応している。また、いつもと違う様子があれば、チームで共有して解決方法を検討している。



山子さんの希望②「消費者被害に遭わないようにしてほしい」

対応方法→消費者被害からの救済・予防

本人との会話の中で実は、すでにシロアリ駆除の消費者被害に遭っていることがわかった。そこで専門職後見人（弁護士）が過去の被害50万円を回収した。

後見人等が選任されたことで、その後訪問販売業者の訪問はなくなった。

山子さんの希望③「自分が死んだあと、息子がこの家に住み続けられるようにしてほしい」

対応方法→自宅の維持管理

固定資産税の支払い、定期的な庭木の手入れ等（業者の手配、支払い等）、修繕等、山子さんと息子が快適に生活できるようにしている。また、山子さんが亡くなったあとも息子が自宅に住めるよう、家庭裁判所等とも相談しながら対応方法を検討している。

